

重要事項説明書（介護保健施設サービス）

あなたに対する介護保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	特定医療法人紀典会
主たる事務所の所在地	岡山県和気郡和気町和気2 7 7
法人種別	医療法人
代表者の氏名	北川 堯之
電話番号	0 8 6 9－9 3－1 1 4 1

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設エスペランスわけ
施設の所在地	岡山県和気郡和気町和気2 6 5
都道府県知事許可番号	3 3 5 2 3 8 0 0 4
施設長の名前	赤松 興一
電話番号	0 8 6 9－9 3－1 0 0 1
ファクシミリ番号	0 8 6 9－9 3－1 0 9 3

3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	この施設は利用者が居宅における生活への復帰、自立した日常生活が維持できるよう在宅支援を目指したサービスを提供します。
運営の方針	当施設にあたっては、「明るく、あたたかく、愛をもって」をモットーに、ご利用者の尊厳を重視し、ご家族や、地域の協力をもって、ご利用者の自立に向けたサービスを提供するよう努力します。

4. 施設の概要

介護老人保健施設「エスペランスわけ」

敷 地		2, 034 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート
	延床面積	2, 612 m ²
	利用定員	54 名

（1）居室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	4	1 6～1 9 m ²	1 6～1 9 m ²
2人部屋	2 3	1 9～2 0 m ²	9～1 0 m ²
4人部屋	1	4 0 m ²	1 0 m ²

（2）主な設備

設備の種類	数	面積
療養室	略（上に記載）	
診察室	1	1 9 m ²
機能訓練室	1	8 9 m ²
談話室	2	3 9 m ²
食 堂	1	1 1 0 m ²
一般浴室	1	2 3 m ²
特別浴室	特殊浴槽 1 台	1 7 m ²
デイルーム	1	4 0 m ²
洗面所	1階 1 箇所	1 0 m ²
	2階 1 箇所	1 5 m ²
	3階 1 箇所	1 5 m ²
便 所	1階 3 箇所	3 7 m ²
	2階 3 箇所	3 4 m ²
	3階 3 箇所	3 4 m ²
サービスステーション	2階 1 箇所	1 8 m ²
	3階 1 箇所	2 1 m ²
調理室	1 階	8 8 m ²
洗面所または洗濯場	2階 / 3 階各 1 箇所	3 1 m ²
汚物処理室	2階 / 3 階各 1 箇所	1 6 m ²

1 5. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設エスペランスわけでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的に記載されている場合に限り、利用者及び家族の個人情報をを用いることについて同意を得て使用します。なお、利用目的は以下の通り定めています。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち／入退所等の管理／会計・経理／事故等の報告／当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち／利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答／利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合／検体検査業務の委託、その他の業務委託／家族等への心身の状況説明・介護保険事務のうち／審査支払機関へのレセプト提出／審査支払機関又は保険者からの照会への回答・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・厚生労働省へのデータ提出

【前項以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち／医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料／当施設において行われる学生の実習への協力／当施設において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち／外部監査機関への情報提供

1 6. 衛生管理等について

施設で使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め医薬品及び医療用具についても適正に管理します。感染症の発生やまん延防止については定期的に研修等を実施し周知徹底を図ります。また、必要に応じて備前保健所等の助言、指導を求めるとともに連携に努めます。

1 7. 虐待防止について

当施設は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、職員が相談できる体制を整備するとともに研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識の習得に努めます。

虐待防止に関する責任者	介護長 ・ 小林 麻雄
-------------	-------------

1 8. その他の留意事項

職員へのハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント）の行為によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。ハラスメントは固くお断りします。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

2. その他の費用
- ・特別な室料1日あたり「1, 100円」（消費税含む）（個室312号・313号・315号・316号を利用した場合）

・日常生活費（非課税）

次項14のその他の費用の概要で示します。その費用に同意をいただいた方から徴収いたします。

・家電製品使用料（電気使用料）

次項14のその他の費用の概要で示します。その費用に同意をいただいた方から徴収いたします。

・教養娯楽費

次項14のその他の費用の概要で示します。趣味・クラブ活動など参加することが決定した場合に、その都度同意をいただいた方から徴収します。

・死後処置料「11, 000円」（消費税含む）

利用者様が亡くなられた後看護職が処置をさせていただきます。

・死亡診断書料「4, 400円」（消費税含む）医師が死亡診断書を作成します。

・文書料「3, 300円」（消費税含む）医師が診断書及び証明書等を作成します。

・銀行口座振替手数料「55円または165円」（消費税含む）取引銀行等により手数料が違います。

利用料のお支払いを銀行口座自動振替に希望される場合の事務手数料です。

3. 支払い方法
- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振入、銀行口座振替があります。

なお、銀行口座振替の場合には利用月の翌々月（取引銀行等により毎月10日または11日）が振替日となりますのでご確認下さい。

14. その他の日常生活費の概要

(1) 日常生活費

品目（数量）	実費料金	選択項目
ボックスティッシュ（1箱につき）	83円	
ウェットティッシュ（1パックにつき）	195円	
マスク（1箱につき）	204円	
歯ブラシ（1本につき）	90円	
歯ブラシ「義歯用」（1本につき）	399円	
吸引くるりーナブラシ「口腔清潔用」（1本につき）	736円	
柄付くるりーナブラシ「口腔清潔用」（1本につき）	623円	
スポンジブラシ「口腔清潔用」（1本につき）	44円	
義歯洗浄用ポリデント（1錠につき）	10円	
口腔拭拭シート「口腔清潔用」（1パック）	363円	
口腔ケア用ジェル「口腔清潔用」（1ボトルにつき）	2, 198円	
歯磨き粉（1ボトルにつき）	249円	
歯間ブラシ（1本につき）	97円	
補助歯ブラシ（1本につき）	249円	
義歯安定剤（1ボトルにつき）	850円	
おしりナップ「乳液タイプ」（1パックにつき）	120円	

(2) 家電製品使用料（電気使用料）

家電製品	料金	使用される家電製品	選択項目
テレビ 電気毛布 電気あんか等	家電製品を準備され使用する場合は1製品につき 1日20円（税別）	テレビ	
		電気毛布	
		電気あんか	
		その他（ ）	

(3) 教養娯楽費

趣味・クラブ活動内容	参加費用	料金説明	選択項目
絵手紙	150円/月	材料費（月平均）÷利用者（平均） によって算出しています。	
書道			
手芸	500円/月1作品費用		
竹細工			

趣味・クラブ活動内容	内容説明
絵手紙	施設職員と利用者が一緒に希望の方に実施します。
書道	
手芸	施設職員と一緒に個人で作品を作成します。
竹細工	外部講師の指導により個人で作品を作成します。

5. 職員体制

(令和 年 月 日現在)

従業者の職種	員数	指定基準	保有資格
施設長（管理者）	1人	1（常勤）	医師と兼務
医師	3人	常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数	医師
薬剤師	1人	300人に1の割合	薬剤師
看護職員	5人以上	常勤換算方法で、入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上（看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準とする。）	看護師 准看護師
介護職員	13人以上	常勤換算方法で、入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上。（介護職員の員数は、看護介護職員の総数の7分の5程度を標準とする。）	介護福祉士 ヘルパー
支援相談員	2人	入所者の数が100またはその端数増やすごとに1以上	社会福祉士等
作業療法士 理学療法士等	6人	常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上	作業療法士 理学療法士等
管理栄養士	1人以上	入所定員100以上の介護老人保健施設にあたっては1以上	管理栄養士
介護支援専門員	1人以上	1以上（入所者の数が100またはその端数を増すごとに1を標準とする）	介護支援専門員
調理員	実情に応じた適当数		
事務員	実情に応じた適当数		
その他の従業員	実情に応じた適当数		

主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤務形態	勤務時間	
施設長（管理者）	常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
医師	常勤者・非常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
薬剤師	非常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
看護職員	常勤者・非常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
		早出勤務	7時00分～15時45分
		遅出勤務	10時00分～18時45分
		夜勤勤務	16時30分～9時00分
介護職員	常勤者・非常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
		早出勤務	7時00分～15時45分
		遅出A勤務	9時45分～18時30分
		遅出B勤務	10時15分～19時00分
		夜勤勤務	16時30分～9時00分
介護支援専門員	常勤者・非常勤者	看護・介護職員に準ずる	
支援相談員	常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
リハビリ職員	常勤者・非常勤者	通常勤務	8時30分～17時15分
管理栄養士	常勤者	日勤A勤務	8時30分～17時15分
		日勤B勤務	9時30分～18時15分

6. 施設サービスの概要と利用者自己負担

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内容
食事	食事時間 ・朝食 午前 8時～8時30分まで ・昼食 午後 12時～12時30分まで ・夕食 午後 6時～6時30分まで 食事場所できるだけ離床して食堂でお食ください。 献立表は、食堂、廊下に掲示してあります。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。 お茶または白湯の給湯は、談話室に備えてあります。
医療・看護	あなたの病状に合わせた医療・看護を提供します。 医師による定期診察は、週に一回行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので看護師等にお申し付けください。ただし、当施設では行えない処置（透析）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。なお、投薬を受けている方については当施設の医師の診療により薬の内容を変更する場合があります。
機能訓練	作業療法士、理学療法士等による機能訓練をあなたの状況に合わせて行います。
排せつ	自立排せつ・時間排せつ・おむつ使用について利用者の身体状況に応じて排せつ動作及び介助方法を検討して行います。
入浴・清拭	入浴は週に2回以上入浴します。入浴時間は午後1時30分～午後5時00分 清拭は入浴日以外は毎日、入浴日でも入浴しない方はタオルで体をおふきします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
寝具の消毒	寝具の消毒は月1回行います。
洗濯	原則としてご家族にお願いします。業者によるお手伝いもできますのでご相談ください。
娯楽等	当施設では、クラブ活動やレクリエーションの時間などを設けたり、ボランティアのご協力で季節行事などを行っています。
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。

- 施設サービス利用者自己負担（法定代理受領サービスである場合）
施設サービス費の「介護保険負担割合証」の負担割合（1割～3割）に応じて利用料をお支払いいただきます。
※個室と多床室とはサービス費が違います。13項をご確認ください。
入所後30日間に限ってサービス費に300円加算されます。
- 食費・滞在費（居住費）負担限度額制度
食事の基準額は1日1, 800円です。滞在費の基準額は、1日が個室1, 728円/多床室437円です。
低所得の方への助成（補足給付）により自己負担限度額制度があります。助成は世帯全員が市町村民税非課税の場合に対象となります。制度を希望される場合には市町村に負担限度額認定申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付手続きをお願いします。13項をご確認ください。
- 高額介護サービス費制度
1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合に払い戻される制度です。
 - 課税所得690万円（年収約1, 160万円）以上の方 = 140, 100円（世帯）
 - 課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1, 160万円）未満の方 = 93, 000円（世帯）
 - 市民村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満の方 = 44, 400円（世帯）
 - 世帯全員が市町村民税非課税／老人福祉年金受給者の方 = 24, 600円（世帯）
 - 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 = 24, 600円（世帯）
 - = 15, 000円（個人）
 - = 15, 000円（世帯）
- 生活保護受給している

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	自己負担額
理髪・美容	ご希望がある場合は外部業者の斡旋を行いますので、職員にご相談ください。	業者に直接お支払いください。
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、毎月カレンダーに掲示をいたします。	無料
クラブ活動	当施設では、クラブ活動を用意しております。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。
特別な食事	ご希望に応じて、特別食のご用意が出来ます。	実費をご負担いただきます。
特別な居室	個室をご用意しております。	個室の場合・・・1日あたり1, 100円の差額をお支払いいただきます。

- ⑮・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ：（入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合）老人保健施設の医師及び薬剤師は高齢者の薬物療法の研修の受講が要件にあり、入所後1月以内にかかりつけ医に薬剤の変更する可能性について同意を得る。入所前に6種類以上の内服が処方されていること。また、入所中に変更があった場合は医師、看護師等との情報の共有を行い変更後の状態について多職種で確認を行う。入所時と退所時の処方に変更がある場合には1月以内にかかりつけ医に情報提供を行った場合に1回につき140円が加算されます。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ：（施設における薬剤を評価・調整した場合）
前項の加算（Ⅰ）イの要件の老人保健施設の医師及び薬剤師は高齢者の薬物療法の研修の受講と入所中に変更があった場合は医師、看護師等との情報の共有を行い変更後の状態について多職種で確認を行う。また、退所時に変更がある場合には1月以内にかかりつけ医に情報提供を行う。
入所前に6種類以上の内服が処方されていた入所者については入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行いかつ、療養上に必要な指導を行った場合に1回につき70円が加算されます。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）：（Ⅰ）イ又はロを算定しており、ご利用者の服薬状況等を厚生労働省に提出し、処方に当たって薬物療法が適切かつ有効に実施するため情報等を活用した場合に1回につき240円が加算されます。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）：（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定しており、6種類以上の内服薬が処方され入所中にかかりつけ医と施設の医師が調整し退所時における内服薬の1種類以上の減薬を行った場合に1回につき100円加算されます。
- ⑯・リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅰ）：入所者ごとに医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職員が共同してリハビリテーション実施計画を作成し必要に応じて見直すほかに内容を科学的介護情報のデータを厚生労働省にデータを提出する。また、口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント加算を算定して一体的に情報共有し適切かつ有効に実施するために必要な情報を活用することで1月につき53円加算されます。
- ・リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅱ）：入所者ごとに医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職員が共同してリハビリテーション実施計画を作成し必要に応じて見直すほかに内容を科学的介護情報のデータを厚生労働省にデータを提出する。また、情報共有し適切かつ有効に実施するために必要な情報を活用することで1月につき33円加算されます。
- ⑰・安全対策体制加算：外部研修を受けた担当者が配置され施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に入所時1回を限度に20円加算されます。
- ⑱・高齢者施設等における感染症対応に係る加算
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）：感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。また、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時に協力医療機関と連携し適切な対応をしている。感染対策に係る加算の届出を行っている医療機関が主催する感染対策の研修等に参加している場合に1月につき10円加算されます。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に実地指導を受けている場合に1月につき5円加算されます。
 - ・新興感染症等施設療養費：厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し適切な感染対策を行ったうえで介護サービスを行った場合に1月につき連続5日間を限度として1日につき240円加算されます。
- ⑲・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）：ご利用者ごとの日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に3ヶ月に1回提出します。また、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たってサービスが適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで1月につき40円が加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を3ヶ月に1回提供した場合には1月につき60円が加算されます。
- ⑳・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を目的に見守り機器、介護ソフトウェアによる介護記録の電子化等を導入している。また、定期的に委員会の開催と1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出することで1月に10円加算されます。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員等の賃金改善に係る加算です。算定基準に基づいて介護保健施設サービス費にその他の加算を含む介護費に9.7%を乗じた額が加算されます。

○基準に適合しない場合の減算

- ・業務継続計画未実施減算
感染症や非常災害の発生においてサービス提供を継続するため非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画を策定していない場合は所定単位数の3.0%が減算されます。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算
虐待の発生またはその再発を防止するために指針の整備及び定期的な委員会の開催と研修の実施を行っていない場合や実施するための担当者を置いていない場合は所定単位数の1.0%が減算されます。

- (3)・口腔衛生管理加算 (Ⅰ)
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月に2回以上行います。また、歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアについて技術的助言及び指導を行い、歯科医師も介護職員からの相談等に必要に応じることで1月あたり90円を加算されます。
- ・口腔衛生管理加算 (Ⅱ)
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)に加えて口腔衛生管理等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し口腔衛生等の管理にあたって適切かつ有効に実施のため必要な情報の活用を行った場合には1月につき110円が加算されます。
- ⑨・排泄状態の改善に向けて加算について
- ・排泄支援加算 (Ⅰ)：排泄に介助を要するご利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は、看護師が少なくとも3月に1回は評価を行い評価の結果から多職種が共同して原因分析と支援計画を作成します。また、少なくとも3月に1回支援計画を見直し継続な排泄支援を行います。それに加えて評価結果等を厚生労働省に提出し排泄支援にあたって情報等の活用を行った場合には1月あたり10円が加算されます。
 - ・排泄支援加算 (Ⅱ)：(Ⅰ)の要件を満たし要介護状態が軽減の見込まれたご利用者について入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善している。または、おむつを使用しなくなるなど改善している場合とその他に入所時に留置されていた尿道カテーテルが抜去された場合には1月につき15円が加算されます。
 - ・排尿支援加算 (Ⅲ)：(Ⅰ)の要件を満たし要介護状態が軽減の見込まれたご利用者について入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善している。かつ、おむつを使用しなくなるなど改善している場合とその他に入所時に留置されていた尿道カテーテルが抜去された場合には1月につき20円が加算されます。
- ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併せて加算はできません。
- ⑩・褥瘡の発生を予防するための加算について
- ・褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)：入所者ごとに入所時に褥瘡の有無を確認するとともに褥瘡の発生と関連あるリスクについて施設入所時に評価するとともに少なくとも3月に1回評価を行う。また、評価の結果等を厚生労働省にデータを提供するとともに褥瘡管理を適切に実施するため情報を必要に応じて活用する。褥瘡が認められた入所者や褥瘡が発生する恐れがある入所者ごとに多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成する。褥瘡ケア計画は定期的に見直すことで1月につき3円加算されます。
 - ・褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)：褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)の要件を満たし入所時の評価結果、褥瘡が認められた入所者の褥瘡が治癒した場合と褥瘡が発生するリスクのある入所者について褥瘡が発生しない場合には1月につき13円が加算されます。
- ※加算 (Ⅰ)と(Ⅱ)は併せて加算はできません。
- ⑪・自立支援促進加算：医師がご利用者ごとに必要な医学的評価を入所時に行うとともに少なくとも3月に1回医学的評価を見直し、必要される方に自立支援に係る支援計画等を評価の結果について多職種で策定します。また、支援計画は少なくとも3月に1回、ご利用者ごとに見直します。それに加えて医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し自立支援促進の適切かつ有効な実施のために情報を活用することで1月に300円が加算されます。
- ⑫・ターミナルケア加算
医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入所者又は家族等の同意を得て計画を作成し医師・看護師・介護職員等が共同してターミナルケアが行われた場合、死亡日前45日から31日まで1日につき72円、死亡日前30日から4日までは1日につき160円、死亡日前3～2日までは1日につき910円、死亡日については1日につき1,900円を死亡月に加算されます。なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金を加算されます。
- ⑬・協力医療機関連携加算
協力医療機関との間で入所者の同意を得たうえで病歴等について定期会議等で情報を共有し、入所者の病状の急変時の相談・診療・入院体制を常時確保していることで1月に50円加算されます。
協力医療機関以外に医療機関との連携と定期会議が困難な場合には5円加算されます。
- ⑭・所定疾患施設療養費 (Ⅰ) 肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の加療について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合です。また、前年度における実施状況を公表していることで同一のご利用者について1月に1回、連続する7日を限度として1日につき239円加算されます。(肺炎と尿路感染症については検査を実施した場合です。)
- ・所定疾患施設療養費 (Ⅱ) 肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の加療について協力医療機関と連携して検査等の実施により診断し療養を行い前年度における実施状況を公表しています。また、施設の医師が感染対策に関する専門的研修を受講していることにより1月に1回連続する10日を限度として1日につき480円加算されます。(肺炎と尿路感染症については検査を実施した場合です)

- ★日常生活費
個人ごとに別紙で契約をいただいた場合にご負担いただきます。
日常生活費はボックスティッシュ・ウェットティッシュ・種類別歯ブラシ・義歯洗浄剤・口腔清拭シート・口腔ケア用ジェル・おしりナップ等です。
 - ★家電製品使用料 (電気料金)
テレビ・電気毛布・電気あんか等の家電製品を使用される場合の電気料金です。
 - ★教養娯楽費
クラブ活動などに要する費用を契約で同意いただいた方にご負担いただきます。
 - ★死亡診断書料及び死後処置料
施設でお亡くなりになられたご利用者の死亡診断書の作成及び処置料です。
※医療について
当施設の医師で対応できる医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない処置や手術および病状の著しい変化に対する医療につきましては他の医療機関による往診や入院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。
 - ★銀行口座振替手数料
利用料の支払いが施設への直接の支払いや振り込みが出来ない特段の事情のある方については、銀行口座振替を希望される場合の事務手数料です。
7. 苦情等申立窓口
当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室(窓口担当者 吉久施設長代理、電話：0869-93-1001)までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付もいたしておりますのでご利用ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。
なお、岡山県国民健康保険団体連合会(電話：086-223-8811 FAX：086-223-9109)と和気町介護保険課(電話：0869-93-1139)に苦情を申し立てることができます。
8. 事故発生時の対応について
- ① 当施設は利用者に事故が発生した場合は、市町村(保険者)、岡山県備前県民局(所轄)利用者の家族及び利用者に係る居宅支援事業者等に対して速やかに連絡等の必要な措置を講じます。
 - ② 賠償すべき事故が発生した場合には契約書に記載の通り速やかに賠償を行います。
 - ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとします。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	北川病院
院長名	北川 貴之
所在地	岡山県和気郡和気町和気277
電話番号	0869-93-1141
診療科	内科・外科・麻酔科・肛門外科・リハビリ科・泌尿器科・循環器内科・整形外科
入院設備	98床

10. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	北川病院 歯科
院長名	北川 貴之
所在地	岡山県和気郡和気町和気277
電話番号	0869-93-1141
入院設備	なし

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設エスペランスわけ消防計画」にのっとり対応を行います。 玄関に掲示をしております。
近隣との協力関係	和気町消防団と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設エスペランスわけ消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	東備消防署への届出日 平成24年4月1日
防火管理者	馬場 要行

12. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 特に制限を設けておりませんが防犯上、玄関は午後9時～午前7時に施錠します。 尚、夜間帯に施設から出る場合は電気錠の操作が必要になります。面会で金品や食べ物をお持ちこみの際には、職員までご一報ください。また、面会簿を受付に設置しておりますのでご記入ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設敷地内は禁煙としています。 飲酒は柔軟な対応をいたしますので、職員にお申し出下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品にはお名前をご記入下さい。また貴重品はお持ちにならないで下さい。
現金等の管理	現金等の管理はいたしません。
宗教活動 政治活動	敷地内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	敷地内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

⑥・入所及び退所に係る指導などを行った場合は、下記の料金を加算されます。

- (1)・試行的退所時指導加算400円/退所が見込まれる入所者が試行的な退所時に退所後の在宅での療養上の指導を行った場合
- (2)・入退所前連携加算（Ⅰ）
入所予定前30日以内または、入所後30日以内にご利用者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し入所者の同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定めます。また、ご利用者の入所期間が1月を超えて退所し居宅サービス等を利用する場合、ご利用者の退所に先立って利用される居宅介護支援事業所に診療状況等の文書を添えて必要な情報等を提供し居宅介護支援事業と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に1回を限度として600円が加算されます。
・入退所前連携加算（Ⅱ）
ご利用者の入所期間が1月を超えて退所し居宅サービス等を利用する場合、退所に先立って利用される居宅介護支援事業所に診療状況等の文書を添えて必要な情報等を提供し居宅介護支援事業と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に1回を限度として400円が加算されます。
- (3)・退所時情報提供加算（Ⅰ）：居宅に退所する入所者の方に退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合1人につき1回限り500円加算されます。
・退所時情報提供加算（Ⅱ）：医療機関に退所する入所者の方に退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合1人につき1回限り250円加算されます。
- (4)・老人訪問看護指示加算300円/退所時に老人保健施設の医師が診療に基づき、訪問看護サービスステーション等に指示書を交付した場合
- (5)・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）
入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に当該入所者等が退所後生活する居住又は、他の社会福祉施設等に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に1回を限度として450円加算されます。
・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）
入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に当該入所者等が退所後生活する居宅又は、他の社会福祉施設等に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定しにあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に1回を限度として480円加算されます。

⑦・多職種等で連携して栄養管理を行った場合の加算について

- (1)・再入所時栄養連携加算：当該施設の入所者が医療機関に入所し、再入所を行う特別食（厚生労働大臣が定める疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づく腎臓病食・肝臓病食・糖尿病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・脂質異常症食・痛風症・嚥下困難者のための流動食・経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食）と嚥下調整食の新規導入など入所時と異なる栄養管理が必要になった場合には施設の管理栄養士と医療機関の管理栄養士が連携して栄養管理の調整を行った場合には1人1回につき200円加算されます。
- (2)・療養食加算：医師の発行する食事箋に従い栄養管理が提供された場合1食につき6円加算されます。（1日につき3回まで、なお、経口による食事の摂取のために栄養管理が行われている場合には経口移行又は経口維持加算を併せて算定可能です。）
- (3)・栄養マネジメント強化加算：管理栄養士を適正に配置し低栄養状態のリスクの高いご利用者に対して多職種が協働して栄養改善に向けて栄養ケア計画を作成し週3回以上食事の観察を行い、栄養状態や嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行うほか、低栄養状態の低いリスクのご利用者に対しても食事の変化を把握し問題がある場合には早期に対応します。また、利用者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理にあたって適切かつ有効な実施のため必要な情報の活用を行った場合には、1日につき11円加算されます。
- (4)・退所時栄養連携加算：入所者が在宅・他の介護保険施設・医療機関等に退所する際に特別食（厚生労働大臣が定める疾病治療の直接手段として医師が発行する食事箋に基づき腎臓病食・肝臓病食・糖尿病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・脂質異常症食・痛風症・嚥下困難者のための流動食・経管栄養のための濃厚流動及び特別な場合の検査食）と低栄養状態にあると医師が判断した場合に1月につき1回を限度として70円加算されます。

⑧・摂食機能障害を有している方に対して、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合に、以下の料金を加算されます。

- (1)・経口移行加算：経管栄養の方を対象に経口に移行する援助を行った場合1日当たり28円加算されます。
（経口移行加算は、計画作成日から180日以内の期間又は医師が継続を必要とする指示による期間）
- (2)・経口維持加算（Ⅰ）：経口摂取されている方で摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して医師、管理栄養士、看護師等の多職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し医師の指示により栄養管理を行った場合1月あたり400円加算されます。
・経口維持加算（Ⅱ）：経口維持加算（Ⅰ）に行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に1月あたり100円加算されます。

○施設の介護職員は介護福祉士の割合が80％以上を配置していますのでサービス提供体制強化加算（Ⅰ）となり、介護報酬に22円の加算が基本単価に含まれています。

○夜勤帯の人員を基準以上に配置していることで夜間職員配置加算の24円が基本単価に含まれています。

○当施設は在宅強化型による入所療養介護費の単価で算定しています。

1. 介護報酬には以下の項目が適応する場合左記介護費用に加算します。加算する際には事前に説明し同意をいただきます。

①・初期加算（Ⅰ）：急性期医療を担う医療機関への入院後30日以内に退院し入所した場合1日につき60円加算されます。
また、当該医療機関から入所の受入を促進するため施設の空床をウェブサイトで公開し、複数の医療機関と定期的に情報共有を行います。

・初期加算（Ⅱ）：入所30日に限り1日あたり前記介護費用に30円加算されます。

※過去3ヶ月に入所されたことのない方が対象です。

（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の場合は過去一ヶ月とする）

②・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）：入所時及び月に1回以上は生活動作等を評価し計画を見直します。また、評価は科学的介護情報としてデータを国に提出し必要に応じて計画に活用して集中的にリハビリテーションを行った場合に入所の日から3ヶ月以内に1回につき258円加算されます。

・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）：入所時及び月に1回以上は生活動作等を評価し計画を見直して集中的にリハビリテーションを行った場合に入所日から3月以内に1回につき200円加算されます。

③・認知症利用者に対する加算について

（1）・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
認知症であり生活機能の改善が見込まれると医師が判断した方に対して退所後の居宅、福祉施設等を訪問し生活環境を踏まえた計画に基づいて集中的にリハビリテーションを行った場合、入所3ヶ月以内の期間に1週に3日を限度として1日あたり240円加算します。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）：入所時及び月に1回以上は生活動作等を評価し、計画を見直して集中的にリハビリテーションを行った場合に入所日から3月以内に1回につき120円加算されます。

（2）・若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合1日あたり120円加算されます。

（3）・認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に介護保健施設サービスが必要であると判断した者に対して介護老人保健サービスを行った場合に入所した日から起算して7日を限度として1日につき200円加算されます。

（4）・認知症専門ケア加算（Ⅰ）認知症のある入所者の占める一定の割合と認知症に関する法定専門研修を受講した職員体制を整備し、技術に係る定期会議を行っている合に日常生活に支障のある認知症対象に対して3円加算されます。

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）認知症のある入所者の占める一定の割合と認知症に関する認知症介護指導に係る法定専門研修を受講した職員体制を整備し、認知症ケアに関する研修を実施している場合に日常生活に支障のある認知症対象に対して4円加算されます。

※（Ⅰ）（Ⅱ）の併せて算定は出来ません。

（5）・認知症チームケア推進加算（Ⅰ）認知症のある入所者の占める一定の割合と認知症に関する専門的研修と認知症の行動・心理症状の予防等に関するケアプログラムを含む研修の終了した職員体制を整備し、認知症の行動・心理症状の発現を未然に対応するためチームで取り組み実施している場合に日常生活に支障のある認知症対象に対して月につき150円加算されます。

・認知症チームケア推進加算（Ⅱ）認知症のある入所者の占める一定の割合と認知症の割合と認知症に関する法定専門研修を受講した職員体制を整備し、認知症の行動・心理症状の発現を未然に対応するためチームで取り組み実施している場合に日常生活に支障のある認知症対象に対して月に120円加算されます。

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定している場合は算定できません。

④・外泊を行った場合には下記の料金が加算されます。

（1）・外泊した場合には、外泊の初日と最終日以外は、上記の施設利用料に代えて362円となります。

（なお、1月に6日を限度とします。）

（2）・在宅復帰の目的等による外泊時に介護老人保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合に外泊の初日と最終日以外に上記の施設利用料に代えて1日あたり800円を加算されます。

（なお、1月に6日を限度とします。）

⑤・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）：在宅復帰・在宅療養支援等指標（在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導・居宅サービス実施・リハ専門職の配置・支援相談員配置・要介護4又は5・喀痰吸引・経管栄養等の実施割合）が70以上で評価項目（退所時等指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動・充実したリハビリテーション）の要件に該当し、在宅強化型を算定している場合に1日に51円加算されます。

13. 利用料の算定について

下記の表は要介護度と負担限度額認定証を一覧としています。

表の数字は一日あたりの金額（円）で表しています。

多床室	介護費用	所得区分	居住費	食費	合計額/日	合計額/月
要介護1	917	第一段階	0	300	1,217	36,510～
		第二段階	430	390	1,737	52,110～
		第三段階	①430 ②430	680	2,027	60,810～
				1,420	2,767	83,010～
		第四段階	437	1,800	3,154	94,620～
要介護2	993	第一段階	0	300	1,293	38,790～
		第二段階	430	390	1,813	54,390～
		第三段階	①430 ②430	680	2,103	63,090～
				1,420	2,843	85,290～
		第四段階	437	1,800	3,230	96,900～
要介護3	1,060	第一段階	0	300	1,360	40,800～
		第二段階	430	390	1,880	56,400～
		第三段階	①430 ②430	680	2,170	65,100～
				1,420	2,910	87,300～
		第四段階	437	1,800	3,297	98,910～
要介護4	1,118	第一段階	0	300	1,418	42,540～
		第二段階	430	390	1,938	58,140～
		第三段階	①430 ②430	680	2,228	66,840～
				1,420	2,968	89,040～
		第四段階	437	1,800	3,355	100,650～
要介護5	1,171	第一段階	0	300	1,471	44,130～
		第二段階	430	390	1,991	59,730～
		第三段階	①430 ②430	680	2,281	68,430～
				1,420	3,021	90,630～
		第四段階	437	1,800	3,408	102,240～

個室	介護費用	所得区分	居住費	食費	合計額/日	合計額/月
要介護1	834	第一段階	550	300	1,684	50,520～
		第二段階	550	390	1,774	53,220
		第三段階	①1,370 ②1,470	680	2,884	86,520～
				1,420	3,724	111,720～
		第四段階	1,728	1,800	4,362	130,860～
要介護2	909	第一段階	550	300	1,759	52,770～
		第二段階	550	390	1,849	55,470～
		第三段階	①1,370 ②1,470	680	2,959	88,770～
				1,420	3,799	113,970～
		第四段階	1,728	1,800	4,437	133,110～
要介護3	974	第一段階	550	300	1,824	54,720～
		第二段階	550	390	1,914	57,420～
		第三段階	①1,370 ②1,470	680	3,024	90,720～
				1,420	3,864	115,920～
		第四段階	1,728	1,800	4,502	135,060～
要介護4	1,031	第一段階	550	300	1,881	56,430～
		第二段階	550	390	1,971	59,130～
		第三段階	①1,370 ②1,470	680	3,081	92,430～
				1,420	3,921	117,630～
		第四段階	1,728	1,800	4,559	136,770～
要介護5	1,086	第一段階	550	300	1,936	58,080～
		第二段階	550	390	2,026	60,780～
		第三段階	①1,370 ②1,470	680	3,136	94,080～
				1,420	3,976	119,280～
		第四段階	1,728	1,800	4,614	138,420～